

平成19年12月県議会 一般質問原稿

-2007.12.21-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

地方交付税制度の問題と課題について

県民クラブ・公明 諏訪光昭です。

村井県政に対し質問いたします。

地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を補償することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにあります。

しかしながら、国は「三位一体改革」の美名の下に5兆1千億円もの交付税を削減し、地方公共団体の一般財源総額は大幅な減少を強いられています。

地方が自主性を損なわずに、標準的な行政サービスを引き続き提供し、地方交付税制度が有している地域間格差の是正機能が十分に発揮されるように、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元・充実を実現することが求められています。

そこで、知事にお尋ねいたします。地方公共団体にとって、とりわけ長野県にとって、国の三位

一体改革における地方交付税制度の改革のどこに問題や課題があると、お考えでしょうか。

また、その問題や課題に関して、全国知事会等を通じて国に要望をしているとの話しも聞きますが、今日の地方交付税制度の問題や課題を解決していくために、知事はどのように取り組んでいこうとお考えなのか、併せてお尋ねいたします。

国では、今年度から「頑張る地方応援プログラム」の制度を設け、成果指標によって、地方交付税の算出根拠となる基準財政需要額の割増算定を行うこととしています。

地方公共団体独自の取組みや「頑張りの成果」に対して、国が評価をし、支援をしていくこと自体は重要なことだと考えます。

しかしながら、本来地方交付税は、標準的な行政サービスの提供に必要な財源を補償するものであり、そうした地方公共団体独自の取組みや「頑張りの成果」に対して交付税措置をすることは、地方交付税の本旨に合致しているとは思えません。

言い方を変えれば、本来地方公共団体間の行政サービスの格差を是正するはずの地方交付税が、この制度によって、格差拡大を誘導することにもなっています。

知事は、この「頑張る地方応援プログラム」の制度をどのように評価していますか。成果指標によって、基準財政需要額の割増算定を行う方式について問題があると、お考えかどうか、ご所見をお伺いたします。

平成20年度予算編成方針と中期総合計画に位置付けられた事業の実施について

県の財政課が示した「平成20年度当初予算編成方針」をみると、来年度の財政に関して、極め

て厳しい見通しを持っていることが伺えます。

一方で、今議会提案の中期総合計画に位置付けられた施策を20年度以降実施し、多様化・複雑化する県民ニーズに対応しながら、計画目標の「“活力と安心”人・暮らし・自然が輝く信州」の実現を図っていくことが求められています。

そこで、この「平成20年度当初予算編成方針」と中期総合計画に位置付けられた事業の実施に関して、いくつか質問いたします。

初めに、事業の重点化とシーリングに関してお尋ねいたします。この予算編成方針では、「予算編成の基本理念」として、「現在策定中の中期総合計画に沿って、本県を取り巻く時代の潮流に的確に対応し、『“活力と安心”人・暮らし・自然が輝く信州』を実現するため、『選択と集中』の考え方のもと事業を厳選し、必要な施策に重点的に財源を配分し、実施する」としています。一方で、「予算要求基準」では、「19年度当初予算の90%の範囲内で要求」という、いわゆるシーリングを示しています。

中期総合計画の初年度にふさわしいメリハリのある平成20年度予算とするためには、中期総合計画に位置付けられた事業のうち、平成20年度は、どれを優先化したり、何を重点化したりするというしっかりとした議論が、予算要求の前段で必要ではないのかと思います。そして、優先化・重点化する事業に関しては、厳しい財政状況下にあっても、シーリングを外して、取り扱うべきではないかと考えます。

そうした議論がなく、予算編成方針では、「19年度当初予算の90%の範囲内で要求」というのは、いささか無理があるのではないかと感じるのは、私ばかりではないと考えます。

そこで、知事に伺います。平成20年度の予算編成を進める上で、中期総合計画に位置付けられた事業に関して、今後、どのように「事業を厳選し、必要な施策に重点的に財源を配分し、実施」

していこうとお考えでしょうか。また、中期総合計画の初年度にふさわしいメリハリのある平成20年度予算とするために、予算編成にあたって、どのように工夫をしていこうとお考えか、お聞かせください。

次に、限られた財源の中で、中期総合計画に位置付けられた事業を進めていくためには、財源の配分だけでなく、この予算編成方針にもあるように「部局間、現地機関の連携による総合的な施策展開」が必要だと考えます。

今後、中期総合計画に位置付けられた事業を進めていくにあたって、どのように部局間、現地機関との連携を図っていくのか、具体的な制度や手法があれば、企画局長お示しください。

また、この予算編成方針の「予算編成の基本理念」では、「県民・市町村等への説明責任の遂行と意見の反映」ということが示されています。そこでは、「予算編成に関する情報を県民や市町村等と共有しその要望や意見を予算に反映させるとともに、予算編成過程を明らかにし、県民への説明責任を果たせる予算編成を行う」とあります。

そこで、総務部長にお尋ねいたします。「県民・市町村等への説明責任の遂行と意見の反映」に関して、従来の予算編成では行っていなかったが、20年度の予算編成において、新たに行う予算編成の手法や手段等がありましたら、お示しください。

振興基本計画について

11月27日、長野県観光振興審議会は、「観光振興基本計画の策定について」、知事に答申し

ました。

観光振興審議会では、6回にわたり審議を重ねる中で、長野県観光が抱える課題を整理し、中・長期的視点に立って長野県観光がめざす将来像を示し、今後5年間において、観光立県「長野」の再興に向け、取り組むべき方策についての基本的な考え方をとりまとめました。

そこで、まず、知事にお尋ねいたします。今回の観光振興審議会の答申の内容をどのように受け止めているのでしょうか。

観光部では、今回の答申に基づき、今後、新たな観光振興基本計画を策定することとなりますが、観光部長は、どのような考え方で、計画を策定していこうとお考えなのでしょうか。特に審議会の答申では、「計画の策定にあたっては、観光部が主体となって、関係部局と密接な連携を図り、観光施策の企画立案・調整を行うこと」とありますが、関係部局とどのようにして密接な連携を図っていこうと考えているのか、その基本的な考え方も、併せてお聞かせください。

次に広域観光に関して、お尋ねいたします。

午前中の質問で、観光部長の基本的な考えはお聞きいたしましたが、サイドお願いいたします。

県内を10のエリアに分け、そのエリアごとに地域特性を生かした発展方向・施策展開を取りまとめることは、それはそれで重要なことだと考えます。

しかしながら、一方において、この答申の「長野県観光の課題」にもあるように、「高速道路や新幹線など高速交通網の整備の進展に伴い、観光旅行者の周遊の広域化や日帰り観光の増加が予想される。」としています。

すなわち、今日、長野県を訪れる観光客は、10のエリアのどれか1つだけ訪れるものではなく、長野県を訪れた際、10のエリアのうち、2つも3つも訪れる観光客が数多くいます。加えて、県境

を越えた交流も活発です。

そうした広域観光ニーズに対応していくためには、全県の総合的な観光施策と、10エリアごとに、地域特性を生かした発展方向・施策展開のほか、新たなカテゴリーが必要ではないかと考えます。

具体的には、長野県を中信・東信・南信・北信の4つのエリアに分けたり、東北信 中南信の2つのエリアに分けたりして、そのエリアごと、あるいはエリア間の連携も含めて、地域特性を生かした発展方向・施策展開を取りまとめていく必要があります。外国人観光客を考えると、松本空港をはじめ、近隣の空港も大きなポイントと、私は考えます。こうした考え方について、観光部長はどのようにお考えになるか、お尋ねいたします。

次に、「役割分担の基本的な考え方」に関してお尋ねいたします。

今回の審議会の答申において、「施策の推進にあたっては、県、市町村、観光関連団体、観光事業者、地域住民などの役割分担を明確にする必要がある。」としています。

そして、県の役割として、「市町村、観光関連団体、観光事業者、地域住民などの自主的で主体的な取組を支援し、観光に関する共通の目標と認識のもと、相互に連携して協働できるよう総合調整を図る」とあります。

今回の観光振興基本計画の施策の推進にあたって、県が「市町村などの取組を支援する」というその支援の内容について、具体的にどのような支援を行っていくお考えなのでしょうか、とりわけ、新たな観光振興基本計画に基づき実施する観光振興施策に関連して、市町村、あるいは、エリア圏への新たな補助制度の創設等を考えているのかどうか、観光部長にお聞きいたします。

中期総合計画でも観光立県長野の再興を目指して、観光地利用者数一億人以上の目標を掲げております。

地域を支える強い産業づくりの大きな柱とするためにも、ぜひ力強い取り組みを願い、期待して質問を終わります。